

## 令和6年度水道施設工事に係る配管工の労務単価について

このことについて、令和6年3月27日付け健生発0327第19号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」に基づき、水道施設工事（建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類）に係る配管工の労務単価について、次のとおりとするよう決定しましたので周知します。

### 1 内容

水道施設工事に係る配管工の労務単価について、当面の間、「公共工事設計労務単価」に4%加算した額を使用します。

### 2 適用

この基準は、令和6年4月1日以降に設計する岐阜市上下水道事業部発注の水道施設工事に適用します。